

国立公文書館
National Archives of Japan

A41 290

自治閣議第61号

昭和38年10月¹⁸~~21~~日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

大蔵大臣 田中角榮

自治大臣 早川 巖

衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法案に対する意見

について

標記について、別紙のとおり内閣の意見を提出いたしたいので、
閣議を求めます。

自 治

41

裏
面
白
紙

0000 0347

別 紙

公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出にかかわる
衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法に対する衆議院
規則第48条の2の規定に基づく、内閣の意見要旨につ
いて

本案については、選挙公営の実情および選挙の管理執行の実態に
かんがみ、止むを得ないものと認める。

自 治

292

裏
面
白
紙

衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律の施行の日以後はじめて行われる衆議院議員の総選挙については、この法律に規定する特例によるほか、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号。以下「基準法」という。）の定めるところによる。

(投票所の開閉時間)

第二条 前条の総選挙について、法第四十条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「午後六時」とあるのは、「午後八時」と読み替えるものとする。

(連呼行為)

第三条 第一条の総選挙について、法第百四十条の二の規定を適用する場合においては、同条にだし書中「おいてする場合」とあるのは、「おいてする場合並びに午前九時から

以下参照

午後五時までの間に限り第百四十一条（自動車、拡声機及び船舶の使用）の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」と読み替えるものとする。

二 法第百四十一条の二ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努め、支障のないようにしなければならない。

三 第一条の総選挙について、法第百四十一条の三の規定を適用する場合においては、同条ただし書中「但し、」とあるのは、「但し、第百四十一条の二ただし書の規定により自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすること及び」と読み替えるものとする。（文書四面の掲示）

第四条 第一条の総選挙について、法第百四十三条の規定を適用する場合においては、同条第一項第四号中「演説会の開催中」及び街頭演説の場所においてその演説中」とあるの

は「演説会の開催中」と、同条第六項中「会場又は場所」とあるのは「会場」と読み替えるものとする。

（選挙運動用ポスターの制限）

第五条 第一条の総選挙については、法第百四十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

二 第一条の総選挙について、法第百四十四条第三項及び第四項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「第一項のポスター」とあるのは、「前条第一項第五号のポスター」と読み替えるものとする。

（ポスターの掲示制限）

第六条 第一条の総選挙については、法第百四十三条第一項第五号のポスターは、法第百四十四条の二第一項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につき一枚を限り掲示する場合のほかは、掲示することができない。

三 前項の規定に違反してポスターを掲示した者は、二年以下の禁錮又は三十万円以上五十万円以下

の罰金に処する。

(ポスター掲示場)

第七条 第一条の総選挙について、法第百四十四条の二第二項の規定を適用する場合において、同項中「一箇所以上設けなければならない」とあるのは、「三箇所以上五箇所以内設けなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会が、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会との承認を得て、その数を減ずることができ、」と読み替えるものとする。

第八条 第一条の総選挙について、法第百四十四条の二の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、土地又は工作物の所有者、管理者又は居住者は、ポスターの掲示場の設置に關し、事情の許す限り協力しなければならない。

マ 第一条の総選挙について、法第百四十四条の二第一項の規定によるポスターの掲示場が設置されたときは、都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示があつた後、直ちに、ポスターの掲示場の設置場所につき、公職の候補者が知ることができるよう適當な措置を講じなければならない。

(新聞広告)

第九条 第一条の総選挙について、法第百四十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「衆議院議員及び」とあるのは、「衆議院議員の選挙にあつては五回」と読み替えるものとする。

(経歴放送)

第十条 第一条の総選挙について、法第百五十一条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「概ね十回」とあるのは、「ラジオ放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九条第一項第一号イに規定する標準放送をいう。）により概ね十回及びテレビジョン放送（同号ハに規定するテレビジョン放送をいう。）により概ね三回」と読み替えるものとする。

(個人演説会の制限)

第十一条 第一条の総選挙について、法第百六十四条の二第五項及び第六項の規定を適用する場合においては、同条第五項中「立札一箇を」とあるのは、「立札二箇をなるべくす

～6～
みやかに」と同条第六項中「ちようちん（一箇に限る）」及び同条同項第五号（選挙運動用ポスター）のポスター」とあるのは、「ちようちん（一箇に限る）」と読み替へるものとする。

（街頭演説の場所の確保の除外）

第十二条 第一条の総選挙については、法第六十四條の九の規定は適用しない。

（連呼行為の制限）

第十三条 第一条の総選挙について、法第六十五條及び法第六十五條の二の規定を適用する場合においては、これらの規定中「街頭演説」とあるのは、「街頭演説（第四百十條の二ただし書の規定により自動車の上においてする連呼行為を含む。）」と読み替へるものとする。

（推薦団体の選挙運動の規制）

第十四条 第一条の総選挙については、法第二百一十條の四第六項第一号の規定は適用しない。

（政党その他の政治団体の政治活動の規制）

第十五条 第一条の総選挙について、法第二百一十條の五第一項の規定を適用する場合においては、同項ただし書中「左の各号に掲げる政治活動につき」とあるのは、「左の各号に掲げる政治活動につき、その選挙の期日の公示の日から選挙の期日の前日までの間」と読み替へるものとする。

第十六条 第一条の総選挙について、法第二百一十條の五第二項の規定を適用する場合には、同項中「使用することができる。」とあるのは、「使用することができる。ただし、前項第四号のポスターについては、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない。」と読み替へるものとする。

第十七条 第一条の総選挙について、法第二百一十條の十二の規定を適用する場合には、同条第二号中「並びに第二百一十條の五（総選挙における政治活動の規制）第一項第四号（第二百一十條の七第一項において準用する場合を含む。）のポスター及び同項第五号」とあ

るのは「及び第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）第一項第五号」と読み替えるものとする。

（執行経費の基準）

第十六条 第一条の総選挙について、基準法第八条の二の規定を適用する場合においては、

同条中「一投票区」とあるのは「一選挙区」と
一市 二千五百円
二市 二千五百円
三市 二千五百円
とあるのは

一市 四千円
二市 四千五百円
三市 四千五百円
と読み替えるものとする。

第一条の総選挙について、基準法第九条の二の規定を適用する場合においては、同条中「三百円」とあるのは「千円」と読み替えるものとする。

第一条の総選挙について、基準法第十四条の規定を適用する場合には、同条の表の衆議院議員選挙の欄中「四〇〇」とあるのは「一日につき一・二〇〇」と、「一・二〇〇」とあるのは「一日につき一・二〇〇」と、「一日につき三五〇」とあるのは「一日につ

き一・二〇〇」と読み替えるものとする。

第一条の総選挙については、基準法第十一条の二及び基準法附則第三項の規定は、適用しない。

第十七条 第一条の総選挙について、基準法第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、

第十条及び第十三条の規定を適用する場合には、これらの規定によつて算出した

それぞれの額に、これらの額と、投票所、開票所、選挙会、選挙公報の発行、演説会及

び立会演説会その他の事務に従事する者の超過勤務手当、これらの事務に使用する労務

者の他の者に支給する報酬その他これらの事務に要する経費につき政令で定める基準

に従い給与改訂、物価変動等を勘案して算定した適正な経費の額との差額をそれぞれ加

算するものとする。

附 則

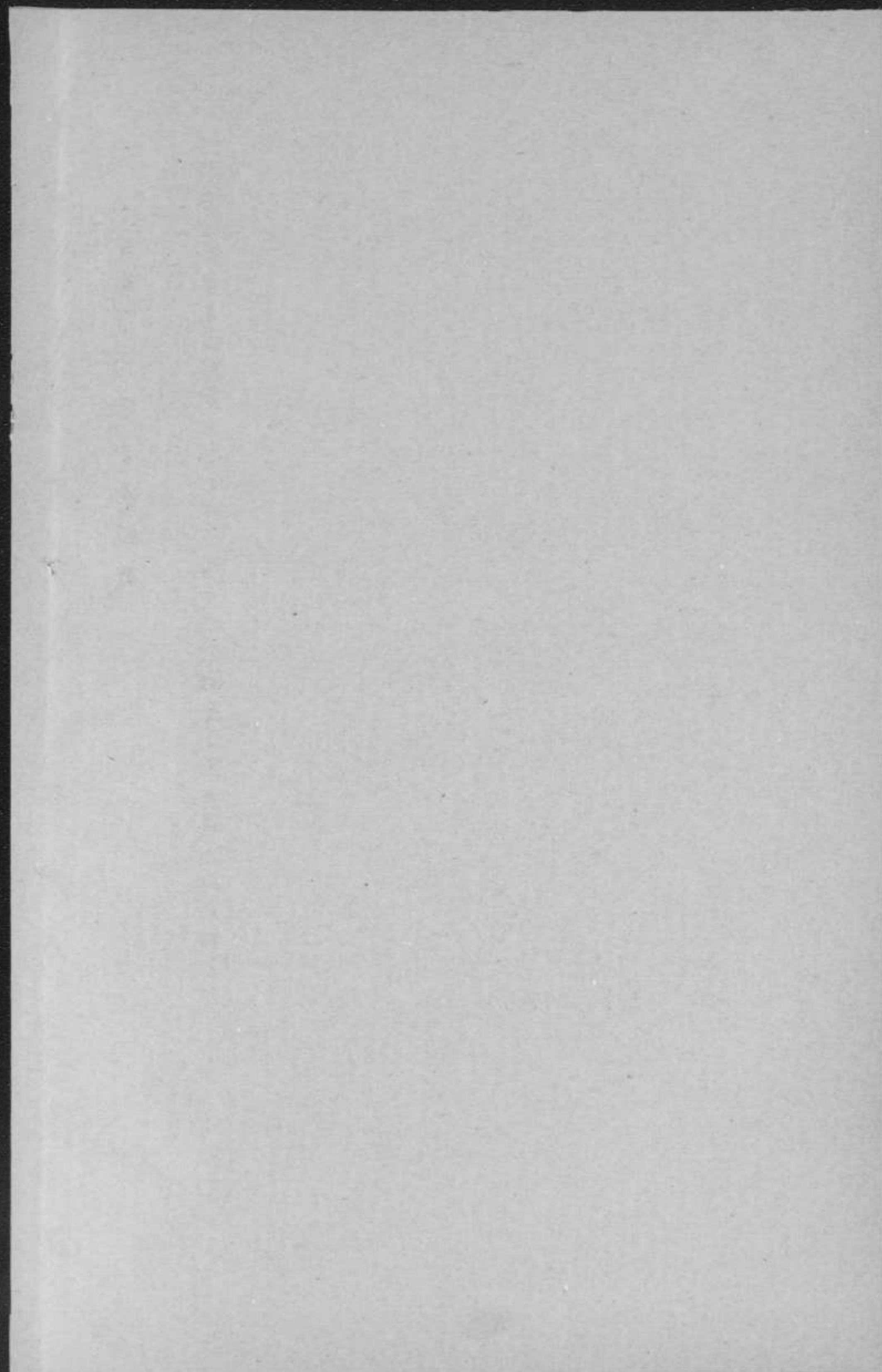
この法律は、公布の日から施行する。

理由

次の衆議院議員の総選挙につき、公職選挙法及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に
関する法律の附例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約十四億四千万円の見込みである。



0000 0356

衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法案要綱

次の衆議院議員の総選挙については、次の特例によること。

一 投票時間の延長（四〇条ノ項）

投票所は、原則として、午前七時に開き午後八時（現行午後六時）に閉じるものとすること。

二 連呼行為の緩和（一四〇条の二、一四一条の三、一六五条、一六五条の二、二四三条）

(1) 連呼中の選挙運動用自動車又は船舶の上においてする連呼行為を認めること。ただし

午前九時から午後五時までの間に限るものとすること。

(2) 連呼行為をする者は、学校、病院等の周辺においては、静穏を保持するように努め、支障のないようにしなければならぬものとすること。

三 街頭演説の場所において使用する文書画像の制限（一四三条ノ項四号）

街頭演説の場所においては、ポスター、立札、ちやうちん及び看板の類は、一切使用できないものとすること。

四 選挙運動用ポスターの掲示制限（一四三条ノ項五号、一四四条、一六四条の二ノ項、二〇一条の四ノ項、二〇一条の五ノ項、二二一条二号）

(1) 選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場（一掲示場ごとに一枚）以外には、掲示してはならないものとする。従来、個人演説会場の内外を問わず、掲示することができたものも掲示できないものとする。

(2) 右の違反に対しては、文書国画の掲示違反（二年以下の禁錮又は三十万円以上五十万円以下の罰金）と同様の罰則を設けるものとする。

(3) (1)の措置に伴い、確認団体又は推薦団体も、特定の候補者の選挙運動にわたるようなポスターの掲示は認めないものとする。

五 公営ポスター掲示場の増設（一四四条の二）

(1) 選挙運動用ポスターを掲示する公営ポスター掲示場は、一投票区三箇所以上五箇所以内（現行一箇所以上）とするものとする。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会の承認を得て、そ

の数を減ずることが出来るものとする。

(2) 土地又は工作物の所有者、管理者又は居住者は、公営ポスター掲示場の設置に関し、事情の許す限り協力するものとする。

(3) 都道府県の選挙管理委員会は、選挙期日の公示があつたときは、直ちに、公営ポスター掲示場の設置場所につき、候補者にわたるような適当な措置を講ずるものとする。

六 新聞広告の回数増加（一四九条ノ項）

新聞広告の回数は、五回（現行三四）とする。

七 テレビによる経歴放送の実施（一五一条ノ項）

日本放送協会が行なうラジオ放送による経歴放送（現行おおむね十回）のほか、あらたにテレビジョン放送による経歴放送をおおむね三回行なうものとする。

八 個人演説会場前の公営立札の増加（一六四条の二ノ項）

個人演説会場に市町村の選挙管理委員会が掲示する公営立札を二箇（現行一箇）に増

加すること。なお、その掲示は、演説会開催当日はなるべくすみやかに行なうものとする。

九 街頭演説の場所の確保の除外（一六四条の九）

市町村の選挙管理委員会が街頭演説の場所の確保につき適当な措置を講ずるよう努むべきものとされている規定を適用しないものとする。

十 確認団体の選挙当日の政治活動の規制（二〇一条の五ノ項）

政党その他の政治団体で確認団体となつたものでも、総選挙の期日の公示の日から選挙期日の前日（現行選挙当日）まででなければ、その政治活動がでないものとする。

十一 国会議員等の選挙の執行経費の基準の特例

(1) 投票時間の延長等に伴い、費用弁償の額を、投票管理員（現行四〇〇円）、開票管理員（現行四〇〇円）及び選挙長（現行一、二〇〇円）は一日一、二〇〇円、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人（現行一日三、五〇〇円）は一日一、〇〇〇円とするものとする。

こと。（一四条）

(2) 公営ホスター掲示場の設置費は、一掲示場につき、区五、〇〇〇円（現行三、〇〇〇円）、市四、五〇〇円（現行三、五〇〇円）、町村三、五〇〇円（現行三、〇〇〇円）とするものとする。（八条の二）

(3) 個人演説会公営立札の経費は、一箇について、一〇〇〇円（現行三〇〇円）とする。（九条の二）

(4) 街頭演説場所の確保の規定の不適用に伴い、街頭演説場所表示費の規定を適用しないものとする。（一〇条の二）

(5) 国が、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会等において要した経費等を交付する場合の範囲規定（現行一〇〇分の九五相当額）を適用しないものとする。（一八条、附三項）

(6) 投票所、開票所、選挙会、選挙公報の発行、演説会及び立会演説会の事務に従事する者の超過勤務手当、これらの事務に使用する労務者等に支給する報酬その他これら

の事務に要する基準額に政令の定める基準に従い給与改訂
算した適正基準額との差額を加算しうるものとする。 初任給等も勘案して計

公取選挙法の一部を改正する法律案参照条文

第一 公取選挙法（昭和二十五年法律第百号）抄

（議員の定数）

○ 第四条 衆議院議員の定数は、四百六十六人とする。

2 参議院議員の定数は二百五十人とし、そのうち、百人を全国選出議員、百五十人を地方選出議員とする。

3 地方公共団体の議会の議員の定数は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる。

（選挙の単位）

○ 第十二条 衆議院議員、参議院（地方選出）議員及び都道府県の議会の議員は、それぞれ各選挙区において、選挙する。

2 参議院（全国選出）議員は、全都道府県の区域を通じて、選挙する。

- 3 都道府県知事及び市町村長は、当該地方公共団体の区域において、選挙する。
- 4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあつては、各選挙区において、選挙区がない場合にあつてはその市町村の区域において、選挙する。

(衆議院議員の選挙区)

- 第十三条 衆議院議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第一で定める。

- 2 別表第一に掲げる郡の区域又は支庁の所管区域に変更があつても、選挙区は、なお従前の区域による。但し、二以上の選挙区にわたつて、市町村の境界の変更があつたときは、この限りでない。
- 3 前項但書の場合において、あらたに設置された市及び郡の区域又は支庁の所管区域の変更により選挙区の境界をなす郡の区域又は支庁の所管区域の境界がなく、なつた後は当該境界にわたつてあらたに設置された町村の選挙区の所屬について

は、政令で定める。

○ 附 則

- 1 この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。
- 2 戸籍法へ昭和二十二年法律第二百二十四号の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、当分の間、停止する。
- 3 前項の者は、送券人名簿に登録することができない。
- 4 海上の交通がとぎざれその他特別の事情がある地域で政令で指定するものにおいては、政令で定めるまでは、選挙は、行わない。
- 5 前項に掲げる地域において初めて行う選挙に関し必要な事項は、政令で定める。
- 6 鹿児島県大島郡三島村及び十島村は、第十五条第一項の規定及び別表第一の適用については、当分の間、鹿児島県鹿児島郡に属するものとみなす。
- 7 送券人名簿については、住民登録法へ昭和二十六年法律第二百十八号の第三条の住民票に基づきこれを調整し、毎年定時に及び選挙を行なう場合においてはそ

のつど、これに登録されていらない者を登録する制度を速やかに実施しなければならぬ。

第二 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）抄

（衆議院議員の選挙）

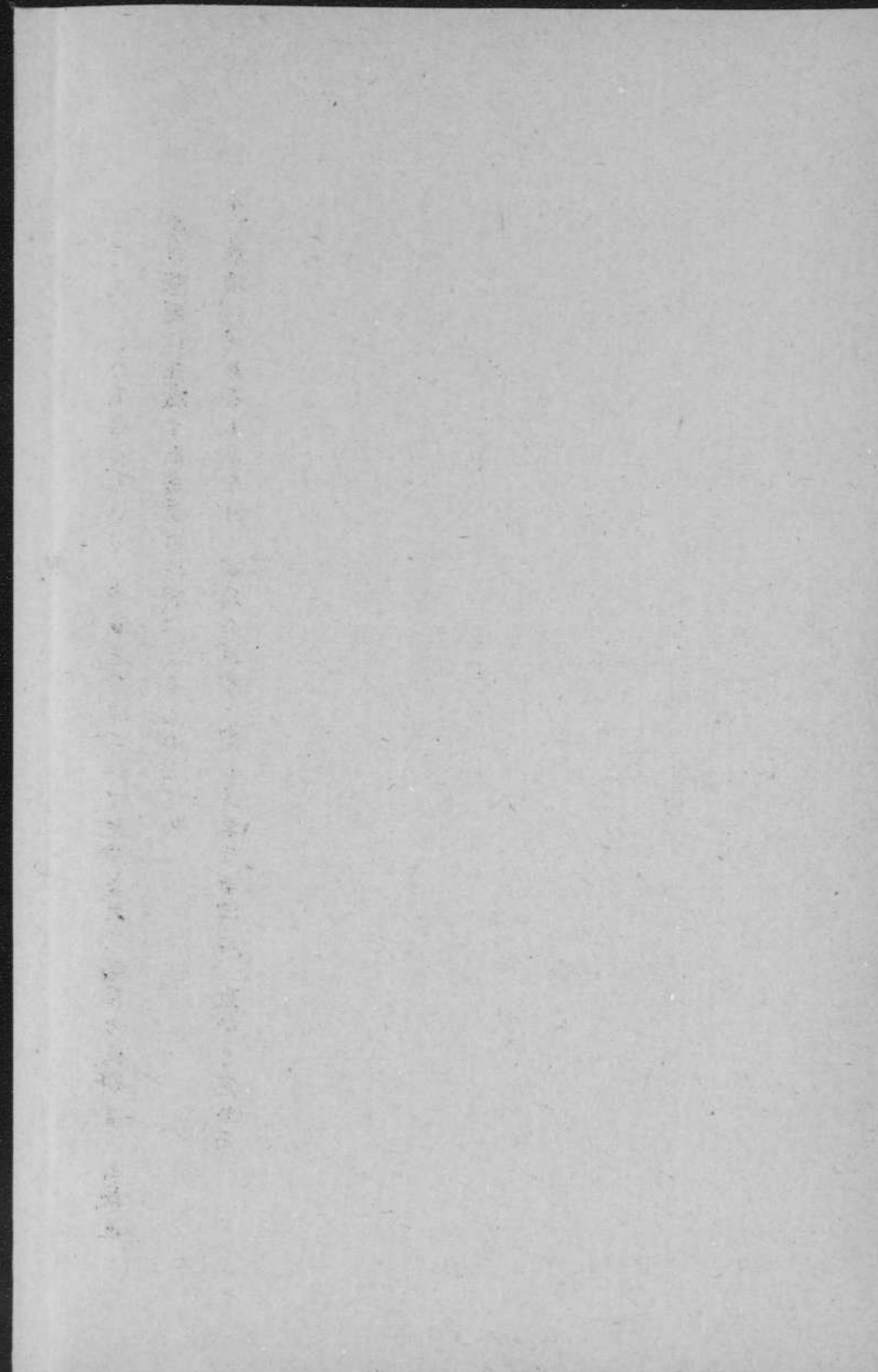
○ 第三条 衆議院議員の定数は、公取選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項の規定にかかわらず、同法別表第一がこの法律の施行後最初に更正されるまでの間、臨時に四百六十七人とする。

2 公取選挙法第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一がこの法律の施行後最初に更正されるまでの間、奄美群島をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

3 この法律の施行後最初に奄美群島において行うべき衆議院議員の選挙は、この法律の施行の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で指定する期日

に行う。この場合において、当該選挙において選挙された議員の任期は、当該選挙の際現に在職する議員の任期によるものとする。

4 前項に定めるものの外、同項の選挙に関し必要な事項は、政令で定める。



0000 0363

裏面白紙

衆議院規則

第四十八条の二「予算を伴う法律案の提出」委員会は、予算を伴う法律案を提出しようとするときは、その決定の前に、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

内

閣